

令和 7 年第 2 回高石市泉大津市墓地組合議会定例会会議録

1. 令和 7 年 7 月 2 4 日 午前 1 0 時 0 0 分

高石市泉大津市墓地組合議会は高石市議会議場に招集された。

1. 本日出席した議員は次のとおりである。

1 番	村 田 雅 利	2 番	河 野 陽 一
3 番	山 敷 恵	4 番	木 戸 晃
5 番	吉 田 佳代子	6 番	加 藤 滋 明
7 番	阪 口 茂	8 番	松 田 亜 季
9 番	永 山 誠	1 0 番	二 瓶 貴 博
1 1 番	松 本 善 弘	1 2 番	森 博 英
1 3 番	奥 田 悦 雄	1 4 番	久保田 和 典

1. 本日欠席した議員は次のとおりである。

な し

1. 本日提出した付議事件は次のとおりである。

日程第 1	諸 報 告
日程第 2	議席の指定について
日程第 3	議案第 5 号 議会副議長辞職の許可について
日程第 3 の 2	選挙第 2 号 議会副議長選挙
日程第 4	選挙第 1 号 常設委員選挙
日程第 5	会期の決定について
日程第 6	会議録署名議員の指名について
日程第 7	管理者の挨拶
日程第 8	議案第 1 号 高石市泉大津市墓地組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部改正について
日程第 9	議案第 2 号 高石市泉大津市墓地組合葬儀所条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第3号 令和7年度高石市泉大津市墓地組合会計補正予算

日程第11 議案第4号 監査委員の選任について

日程第12 監査委員報告第1号 現金出納検査結果報告について

日程第13 一 般 質 問

1. 地方自治法の規定により議会に参加した者は次のとおりである。

管 理 者	市 長	畑 中 政 昭
嘱 託	副 市 長	春 名 克 俊
嘱 託	総 務 部 長	村 田 佳 一
嘱 託	総 務 部 次 長	松 永 高 文
嘱 託	市 民 課 長	岡 礼 樹
嘱 託	市 民 課 長 代 理	杉 山 隆 史
嘱 託	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	神 志 那 隆
嘱 託	会 計 管 理 者	西 川 浩 二
嘱 託	泉 大 津 市 長 市 民 生 活 部 長	政 狩 拓 哉
嘱 託	泉 大 津 市 長 市 民 課 長	日 出 山 孝 一
嘱 託	泉 大 津 市 長 市 民 課 長 補 佐	小 島 由 紀
嘱 託	議 会 事 務 局 長	堀 内 昭 彦
嘱 託	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	北 野 哲 也
嘱 託	議 会 事 務 局 総 務 課 長 代 理	大 谷 明
嘱 託	議 会 事 務 局 総 務 課 総 務 長 議 事 係 長	屋 敷 可 都 世

(午前10時00分 開会)

○議長（永山 誠君）

おはようございます。

議員各位のご出席が定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第2回高石市泉大津市墓地組合議会定例会を開会いたします。

1日目の会議を開きます。

本日の日程は、既に皆様方のお手元に配付しております日程表に基づき、順次進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 諸報告を行います。

お手元にご配付のとおり、2名の方々より議員の辞職願が提出され、閉会中でありましたので、地方自治法第292条において準用する同法第126条ただし書の規定に基づき、辞職を許可いたしました。

また、泉大津市、高石市の両市議会において選挙の結果、お手元にご配付のとおり、2名の方々が後任の議員として選出されております。

日程第2 議席の指定についてお諮りいたします。

本件につきましては、あらかじめ申合せによりまして、新たに当選されました村田雅利君を1番に、吉田佳代子君を5番に指定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、村田雅利君を1番に、吉田佳代子君を5番に議席を指定いたします。

日程第3 議案第5号 議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

本件につきましては、河野陽一君より副議長の辞職願が提出されたことによるものでございます。

ここで、地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、河野陽一君の除斥を求めることにいたします。

(河野陽一君退場)

それでは、お諮りします。河野陽一君の副議

長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、河野陽一君の副議長の辞職をここに許可することに決定いたしました。

河野陽一君の除斥を解きます。

(河野陽一君入場)

ただいま副議長が欠員となりましたので、選挙第2号 議会副議長選挙を日程に追加し、日程第3の2といたします。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙第2号を日程第3の2といたします。

日程第3の2 選挙第2号 議会副議長選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に村田雅利君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました村田雅利君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました村田雅利君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました村田雅利君

が議場におられますので、本席より告知をいたします。

ここで、当選人、村田雅利君の発言を求めます。

村田雅利君。

○副議長（村田雅利君）

一言ご挨拶申し上げます。

このたび、皆様方のご厚意により本組合議会副議長に就任させていただき、身に余る光栄と心から御礼申し上げる次第でございます。皆様方のご推挙を受けたからには、議長を助け、精いっぱい職務に励む所存でございますので、何とぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。簡略ながらご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（永山 誠君）

副議長の挨拶が終わりましたので、前副議長の河野陽一君から退任のご挨拶をいただくことにいたします。

○2番（河野陽一君）

一言ご挨拶申し上げます。

副議長在職中は格別のご支援、ご協力を賜り、無事大過なく職務を全うし得ましたことは、ひとえに皆様方のご指導の賜物と深く感謝申し上げます。次第でございます。

今後も相変わらぬご厚意を承りますよう心からお願い申し上げ、措辞ながらご挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（永山 誠君）

河野陽一君におかれましては、この1年間、議長の補佐役として、卓越された手腕をもちまして円満かつ民主的な議会運営に努力されたことを心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

日程第4 選挙第1号 常設委員選挙を行います。

本選挙は、組合同規約第9条の規定により、8名の常設委員を選挙するものでございます。

お諮りします。本選挙は、地方自治法第

292条において準用する同法第118条第2項の規定による指名推選をもって当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、指名推選方式により、議長より被指名人を指名したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、議長から被指名人を指名させていただきます。

2番、河野陽一君、3番、山敷 恵君、4番、木戸 晃君、5番、吉田佳代子君、7番 阪口 茂君、12番、森 博英君、13番、奥田悦雄君、14番、久保田和典君、以上8名の方々を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方々を常設委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の方々が当選されました。

ただいま当選されました2番、河野陽一君、3番、山敷 恵君、4番、木戸 晃君、5番、吉田佳代子君、7番 阪口 茂君、12番、森 博英君、13番、奥田悦雄君、14番、久保田和典君に対し、本席より当選の告知をいたします。

日程第5 会期の決定についてお諮りします。

本日7月24日の1日間と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日7月24日の1日間と決定いたします。

日程第6 会議録署名議員の指名についてお諮りいたします。

本件につきましては、議長から指名させていただきますことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、署名議員に8番、松田亜季君、10番、二瓶貴博君を指名いたします。

日程第7 本定例会招集に係る管理者の挨拶を許します。

畑中管理者。

○管理者（畑中政昭君）

おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和7年第2回高石市泉大津市墓地組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご多用の中ご参集を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、平素は当組合運営につきまして格別のご支援、ご協力を賜り、心より深く感謝申し上げます。

このたび新しくお迎えさせていただきます議員各位におかれましては、どうかよろしくお願い申し上げます。また、引き続きお世話になります議員各位におかれましても、今後ともよろしくお願い申し上げたいと存じます。

さて、本議会でご審議いただきます案件につきましては、既に皆様方のお手元へお届けしておりますとおりでございまして、議案としたしまして4件、また、行政委員会からの報告1件をご提出させていただいております。これらの案件につきましては、それぞれ上程されました際にご説明申し上げますが、どうかよろしくご審議をいただき、いずれもご同意等賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（永山 誠君）

日程第8 議案第1号 高石市泉大津市墓地組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より提案説明を求めることにいたします。

岡嘱託。

○嘱託（岡 礼樹君）

おはようございます。

議案第1号 高石市泉大津市墓地組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、表題の条例を制定するに当たり、高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を準用する内容に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日といたしております。

どうかよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山 誠君）

本件につきまして、ご発言のある方は順次挙手を願います。

3番、山敷 恵君。

○3番（山敷 恵君）

3番、山敷 恵でございます。

それでは、議案第1号、質問をさせていただきます。

全部改正で準用するということでご説明がございました。この条例の直近の改正は、2017年（平成29年）第1回定例会でございまして、その折に私のほうから準用条例にすればいいということをご提案申し上げました。

その理由としては、その際にもご指摘申し上げたところなんです、29年第1回定例会での改正も、実はその3年前に改正された施行法の改正を忘れていたということでした。不手際によってご迷惑をおかけして申し訳ございませんという謝罪がございました。

そんなことが起こるぐらいだったら準用条例にしておけばそういうことは起こらないんじゃないですかと申し上げたにもかかわらず、その際は、これまでの経緯も踏まえた従前と同様の取扱いというご説明で準用条例にはなさいませ

んでした。

どのように事情が変わって、今回全部改正で準用条例にされるのかについてのご説明をお願いいたします。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

今般の条例改正を行うに当たりまして、改めて当墓地組合の他の条例との整合性を確認いたしました。他の条例は母市の条例を準用する形で条例改正がなされており、今般、当条例につきましても他の条例同様、高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を準用する内容に改めるものでございます。

なお、今後も準用可能なものにつきましては適宜対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（山敷 恵君）

それでしたら、その折でもよかったのではないかというふうに思うわけでございますし、このときは今申し上げたような国の法律を改正して適切な改正が行われていなかったということもございましたので、そのようなことはもう起こらないと思いますけれども、適切に処理をしていただきたい、また、議員からの提案も真摯に受け止めていただきたいということを申し上げます。質問を終わります。

○議長（永山 誠君）

他にございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

続いて、討論に入ります。

ご発言のある方は順次挙手願います。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

お諮りします。議案第1号は、これを可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号高石市泉大津市墓地組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部改正については、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第2号 高石市泉大津市墓地組合葬儀所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より提案説明を求めることにいたします。

岡囑託。

○囑託（岡 礼樹君）

議案第2号 高石市泉大津市墓地組合葬儀所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

これは、火葬場の利用につきまして、近年、墓地組合区域外の利用者の火葬件数の増加傾向を踏まえ、区域内の市民の安定的利用機会の確保を図るため、区域外の利用者の使用料を引き上げる等、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては令和7年10月1日といたしております。

どうかよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山 誠君）

本件につきまして、ご発言のある方は順次挙手を願います。

山敷 恵君。

○3番（山敷 恵君）

それでは、議案第2号について質問させていただきます。

まず、改正は、市外の方は、今は「3を乗じる」を「5」ということで掛ける5になるということだったと思います。

現在の条例が2万円ということなので、市外の方は現状6万円のものが10万円になるということかと思っておりますけれども、区域外の増加傾向に伴いというご説明でございましたけれども、ここ数年の利用状況の確認をさせていただいた

いと思います。市内市外別、もしくはトータルと市外、どちらでも結構ですので、ここ数年の利用状況をお願いいたします。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

墓地組合の墓地区域外の利用者の状況について、過去３年間でお願いします。

令和４年度は総件数８７７件、うち区域外の利用者が１１４件です。令和５年度は総件数７６９件のうち１１１件でございます。令和６年度は総件数８９７件のうち１６５件と年々増加傾向にありますのでよろしくお願いいたします。

○３番（山敷 恵君）

ありがとうございます。

１６５件というのはかなりの増加、区域外の方のご利用があるということかと思います。

それで、周辺他市の状況、どのようなご利用の料金になっているのかについて伺います。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

例えば堺市、和泉市、泉大津市、近隣市の状況でございますが、堺市につきましては、市内料金については２万円、市外料金は１０万円、和泉市につきましては市内料金が１万円、市外料金が１０万円、泉大津市につきましては市内料金が２万円、市外料金は現在６万円でございますが、さきの６月議会で泉大津市議会において、６万円が１０万円に増額していますので、それが可決されていますのでご報告いたします。

以上です。

○３番（山敷 恵君）

ありがとうございます。

周辺の市と同額になるんだ、市外の方がということかと伺いました。

それと、この市外という規定についてなんですけれども、本組合は規約によって住所地が挙げられておりまして、この住所地をこの組合の範囲とするとなっていて、高石市も泉大津市も

この組合に含まれていない地域があります。組合の火葬場ですので、利用者についてはこの組合の規約の中に限っているのか、市民は全部これが適用されるのか。つまり、今の１０万円になるというのは、区域外の方ではなくて、高石市民、泉大津市民がそうなるのか、その区域の区切りについて伺います。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

議員のご質問の中で、高石の中の区域外というのは、旧の富木村のところが該当すると思うんですけども、富木村、今でいう取石一丁目、二丁目付近の方については、従前より火葬場の利用については墓地区域内利用者と同額で利用できますのでよろしくお願いいたします。

○３番（山敷 恵君）

それは、規約上は何を根拠にしているんでしょうか。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

葬儀所条例の第７条第２項のただし書、「管理者が特別な理由があると認めるときは」のところを適用し、取石地区の方についても同料金といたしておりますのでよろしくお願いいたします。

○３番（山敷 恵君）

では、規約では２条で区域を定めているわけなんですけれども、規約ではなく葬儀所条例を根拠にされているという理解でいいということですね。ありがとうございます。

泉大津市に関しては、この規約上の範囲のみということなんでしょうか。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

墓地区域外の泉大津市民につきましては、火葬炉については墓地区域外使用料となります。

なお、施設利用につきましては、泉大津市民の方々については施設の利用促進を図る目的で区域内利用を適用しておりますのでよろしくお

願います。

○3番（山敷 恵君）

火葬場と葬儀場の、葬儀場というか告別式を行うところは別の取扱いをしている、その根拠はやはり規約ではなく葬儀所条例によるというような理解でいいんでしょうか。

○嘱託（岡 礼樹君）

議員おっしゃるとおりの理解です。よろしくお願いします。

○3番（山敷 恵君）

分かりました。ありがとうございます。

いや、なぜこのようなことをお聞きするかというと、最近ちょっとうちにポスティングされていた民間の葬儀事業者のチラシがございまして、その中に「個人様が高石市の住民であれば住民料金にてご使用いただけます」という文言がありましたので、区域外の方はどうなんだろうということをちょっと疑問に思いました。

このように、一見すると公営のチラシかなと見まがうようなチラシが入っていたわけなのでございますけれども、そのようなことがございましたので質問させていただきました。

それと、今回新たに条例には第2号というのが加えられたんですけども、これは、ペットの火葬に関してはこのように乗じる額を変えずに現状と変わらずにご利用いただけるというような、ペットは変わらないということではないでしょうか。

○嘱託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ペット火葬につきましては増額せず従前どおりといたしていますのでよろしくお願いいたします。

○3番（山敷 恵君）

分かりました。

ということで、こういうふう到他市の方がちょっと高くなるということによって市民の利用が確保されやすくなるのかなとも思うところでございますので、適宜これも広報に努めていた

だきまして、他市の方に広報は難しいと思うんですけども、このようになりましたということが分かりやすくお知らせいただけるようによろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（永山 誠君）

それでは、他にございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

続いて、討論に入ります。

ご発言のある方の挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

お諮りします。議案第2号は、これを可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 高石市泉大津市墓地組合葬儀所条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

日程第10 議案第3号 令和7年度高石市泉大津市墓地組合会計補正予算を議題といたします。

本件につきまして、理事者より提案説明を求めることにいたします。

岡嘱託。

○嘱託（岡 礼樹君）

議案第3号 令和7年度高石市泉大津市墓地組合会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、歳出予算の補正をお願いするものでございます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げます。

諸支出金でございますが、基金費におきまして、400万円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、使用料及び手数

料におきまして、火葬炉使用料４００万円を計上いたしております。

以上の結果、歳入歳出それぞれ４００万円の増額となり、補正後の予算総額は１億２，０９０万６，０００円となっております。

どうかよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山 誠君）

それでは、本件につきまして、ご発言のある方は順次挙手を願います。

山敷 恵君。

○３番（山敷 恵君）

これは補正予算ということで、先ほどの議案第２号に基づくものと思いますけれども、４００万円ということで、差が６万円から１０万円に市外の方のご利用になるということで、この１０月１日以降、１００件分を見込んでいということではないでしょうか。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、１００件を見込んでおりますのでよろしく願いいたします。

○３番（山敷 恵君）

ということで、１００件分ということなんです。そして、この収入は、予算書を拝見すると基金に積み立てられるというふうに予算書には計上されているんですけれども、当初予算においても永代使用料５区画分の３２５万円が基金ということでご説明を受けています。

今までの予算では、ずっと基金の予算は１００万円であっていただけなんですけれども、今回はちょっと増えてよかったなと思っているんですけれども、今回のこの４００万円を加えると今年度で８２５万円になるかなと思います。

そして、規約に基づいた分賦金返還金というのが入るわけなので、それがいつもの金額を考えると大体１，０００万円ぐらいが今年度基金に積み増されるのかなという予測がつきます。

監査委員報告の現状の基金残高が

２，７３５万５，９３０円と掲載されているので、累計としては約３，７００万円が今年度終了時に積まれるということになるのは非常によかったかなと、基金を積んでくれと言ってくれた立場からしたらよかったかなと思います。

今後この区域外からの火葬については基金に積み立てていかれるのでしょうか。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

今年度につきましては、議案のとおり基金へ積み立ていたしますが、次年度以降につきましては、後年度の火葬場等施設の更新改修に向け、経費を確保する必要があることも考慮しながら、増額分の取扱いにつきましては検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○３番（山敷 恵君）

今年度は補正予算なので基金に積むけれども来年度以降は分からないということかと思いますが、まず１点、じゃ、今年度これを基金に積みますと決めたのは、墓地組合の事務決裁規則上どのような決裁によって、どのような決裁を経て決められたのでしょうか。

それと、来年度以降、この分だけを、だから、他市からのご利用の分だけを基金に積むということをもし決めるとしたら、どのような決め方があるのでしょうか。

○囑託（岡 礼樹君）

済みません、ちょっと時間いただきたいんですけども。

○議長（永山 誠君）

暫時休憩いたします。

（午前１０時２７分 休憩）

（午前１０時２８分 再開）

○議長（永山 誠君）

再開いたします。

岡囑託。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

今年度につきましては、決裁を経て議決をいただくような形を取っており、次年度以降につきましては、規定等を含めて基金等へ積み立てるためのルールづくり等を含めての規定策定等を検討しておりますのでよろしくお願いいたします。

○3番（山敷 恵君）

次年度以降は規定をつくるんだということで、そうしないといけないと思いますし、それができるんだったらほかにも基金を積み立ててほしいというふうにずっと言ってきましたので、別に他市のご利用の方の分だけではなくて、いろんなものが考えられ得るのではないかと。もちろん泉大津さんにも分賦いただいていることですのでご了解いただかなければならないことは前提といたしましてですけれども、そのようにしていただければいいんじゃないかなと思います。

そして、今年度この件に関して決裁を経て、もちろんそれは決裁を経なかったら議案にならないわけで当然なんですけれども、事務決裁規則上、これはお尋ねもしていたと思うんですけれども、管理者の権限、事務決裁規則の第5条ですよね、「重要な事務は別表第1に定める」となっておりまして、これが重要な事務になって決裁がどこまでいったのかということですから。その件についてお尋ねをしているわけですので、そのご回答をお願いいたします。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

決裁につきましては、管理者まで決裁をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○3番（山敷 恵君）

分かりました。

では、決裁規則第5条の管理者の決裁を要する事務として決裁をされたということですね。

分かりました。

ということで、これに関しては、非常に基金に積立てがこの400万円されるということについては歓迎すべきことだと思っております。

これはもう以前から言っているんですけども、これだけではなくて管理料も頂いて、それも積み立てるということもぜひ考慮いただきたいということをここでは申し上げるだけにいたしますけれども、ぜひご検討をお願いいたしますして、この件の質問を終わります。

○議長（永山 誠君）

それでは、他にございませんでしょうか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

続いて、討論に入ります。

ご発言のある方は順次挙手を願います。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を打ち切ります。

それでは、採決します。

お諮りします。議案第3号は、これを可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和7年度高石市泉大津市墓地組合会計補正予算は、原案どおり可決されました。

日程第11 議案第4号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、吉田佳代子君の除斥を求めることにいたします。

（吉田佳代子君退場）

それでは、本件につきまして、理事者より提案説明を求めることにいたします。

畑中管理者。

○管理者（畑中政昭君）

議案第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本組合監査委員のうち議会議員の中

から選任いたします監査委員の選任につきまして、吉田佳代子氏を同委員として最適任と認め選任いたしたく、つきましては地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定によりまして、議会のご同意を求めたく、ここにご提案させていただいた次第でございます。

何とぞよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山 誠君）

それでは、本件につきまして、ご発言のある方の順次挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

ないようでございますので、直ちに採決に入ります。

お諮りします。議案第4号は、これを同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 監査委員の選任については、同意することに決しました。

ここで、吉田佳代子君の除斥を解きます。

（吉田佳代子君入場）

監査委員に同意を得られました吉田佳代子君の発言を求めます。

吉田佳代子君。

○5番（吉田佳代子君）

一言ご挨拶申し上げます。

このたび管理者のご推挙と議員各位のご厚意により、監査委員の要職をお受けすることになったわけでございますが、身に余る光栄と感激に堪えない次第であります。

今後は監査委員として地方自治の本旨を十二分に認識し、職務を全うするため、渾身の努力を傾注してまいり所存であります。どうぞよろしくご指導いただきますようお願いいたします。ご挨拶いたします。ありがとうございます。

○議長（永山 誠君）

日程第12 監査委員報告第1号 現金出納検査結果報告についてを議題といたします。

本件につきまして、監査委員事務局より内容説明を求めることにいたします。

神志那囑託。

○囑託（神志那隆君）

監査委員報告第1号 現金出納検査の結果につきまして、監査委員に代わりまして囑託からご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定に基づきまして、令和6年度における令和7年1月分から4月分、令和7年度における令和7年4月分の現金出納について検査いたしましたもので、同条第3項の規定により、既にご配付いたしております報告書のとおり提出させていただいたものでございます。どうかご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永山 誠君）

説明が終わりました。

本件につきまして、ご発言のある方の順次挙手を求めることにいたします。

（なしの声あり）

ないようでございますので、監査委員報告第1号 現金出納検査結果報告については、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

日程第13 一般質問を行います。

本件につきまして、ご発言のある方の順次挙手を求めることにいたします。

山敷 恵君。

○3番（山敷 恵君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭にお礼を申し上げたいと思います。数年来お願いしてまいりました議事録がようやく、高石市のホームページにはありますけれども、墓地組合のホームページから議事録を見ることができるようになりました。ありがとう

ございます。

できましたら、これまだ1回分しか載っていないので、過去の分も遡って上げていただくと非常に質問する際、それから、今までのことをたどる際にも参考になろうかと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、質問です。

前回議会で、理事者の答弁といたしまして、火葬場を含めて必須となる施設の改修や更新に今後多額の資金が必要となることから、基金の積み増しはということなんですけれども、重要な検討課題と認識しているとありました。

先ほどの議案でも基金が積み増しされることは非常に歓迎すべきことだというふうに申し上げましたけれども、この基金の積み増しについて、この4か月間の検討の進捗を伺うとともに、積み増す方法について、先ほどちょっと今後他市の分の差額はどうかを検討するとおっしゃってくださったんですけれども、そのほかのことについても含めまして、どのような方法が検討されているのか、進捗と検討内容についてお願いいたします。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

前回の墓地議会終了後、火葬場を含めた施設の改修や更新等につきまして、今後どのくらいの費用が必要か、それに向けて分担金の在り方や基金への積立て方法につきまして、構成市である泉大津市と本市におきまして話し合いを行っているところでございます。

また、基金への積立て方法といたしましては、より多く積み立てるために収支改善に努めていくとともに、昨年度から実施しています墓地区画の募集を増やす等を検討しておりますのでよろしく願いいたします。

○3番（山敷 恵君）

墓地区画の募集を増やすことはぜひ導入してください。

それと、今後どのくらい必要かという今ご発

言とかご答弁がございましたけれども、これも従前より何度も申し上げておりますが、施設整備計画がなかったら駄目ですね。今後どのくらい必要かということはできないと思うんですけれども、一定管理者のほうから、これは必要ですねという認める発言を昨年度の定例会でいただきましたが、この施設整備計画をなくして今後必要な経費というのは算出できないと思うんですが、整備計画は策定されると理解していいですか。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

高石霊園全体の施設につきましては、決して止めることのできない火葬場の今後の在り方を含め、資金的な面も踏まえながら計画的に施設改修や更新等を検討する必要があると認識しております。

個別施設計画では長寿命化の方針が示されておりますが、今後の施設の在り方につきましては、基金の積立て方を含め、構成市である泉大津市とも引き続き協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（山敷 恵君）

済みません、施設整備計画を策定されると理解していいですか。同じことをもう一度伺います。

○囑託（村田佳一君）

ご答弁申し上げます。

個別施設計画につきましては、先ほど担当課長が申しましたように、やはり今後の資金計画を含めての計画というのは策定する必要がありますので、名称的にはこの個別施設計画という名称かどうかというのはまた検討する余地はございますが、計画を策定する必要があると認識しておりますのでよろしくお願いします。

○3番（山敷 恵君）

ありがとうございます。ようやく計画も策定されるということでございました。

先ほど来おっしゃっている、また、先ほどの議案にもありました火葬場なんですけれども、これ昭和48年に造られてそのまま中身は、中の火葬炉についてはちゃんと経年劣化に対応する整備がされている、定期修繕がされていることは理解しているんですけれども、火葬場そのものというのは昭和48年、1973年ですので、もう既に52年が経過して何ら手を入れられていないということがございます。このあたりも含めまして、非常に危機感を持っています。

それともう一つは、割と新しいところなんですけれども、エレベーターというのがございます。これがたしか私の記憶では今年度がもう減価償却の終了年度になると思うんですけれども、参考にまでに、最新の期末簿価をお答えください。エレベーターについてです。

○囑託（岡 礼樹君）

お答えいたします。

最新の期末簿価でございますが、令和5年度末の期末簿価についてお答えいたします。

金額につきましては115万8,662円となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○3番（山敷 恵君）

ありがとうございます。

今ネットで見られるのが令和4年までになっていて、そのときの期末簿価が177万9,648円ですので、1年でこのぐらいいちやんと減価償却ができていくということで考えますと、やはり令和7年度、今年度、これによってもエレベーターというのは減価償却上の耐用年数は過ぎてしまうということかと思えます。

そもそこのエレベーターは私が議員になる前に設置されたものでありまして、そのときもかんかんがくがくの議論があって、もめにもめて設置をされて、結局家庭用のホームエレベーターのようなものが設置され、そのときに議論になっておりました車椅子のご利用の方がなかなかご利用できないというような規格のものが設置されて今日に至っているわけでございます。

このあたりも含めまして、整備計画上どう取り扱っていくのかということもお考えいただきたいということを改めてお願い申し上げまして、この計画が策定されました折には、必ず私も、もちろん市民のほうにもつまびらかにしていただきまして、今後の方向性というものを出示していただきたいということをお願い申し上げます、一般質問を終わります。

○議長（永山 誠君）

他にございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、一般質問を打ち切ります。

これをもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了いたしましたので、この時点で本定例会を閉会することについてお諮りいたします。本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、令和7年第2回高石市泉大津市墓地組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力どうもありがとうございました。

（午前10時42分 閉会）